

# 4 介護報酬の算定上の留意点について

高崎市 福祉部介護保険課

1

## 目次

### I 減算

- (1) 栄養管理に係る減算・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.3-5

### II 加算

- (1) 退所時情報提供加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.6-8  
(2) 退所前連携加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.9-10

### III その他

- (1) 外泊時の報酬算定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.11-12

2

## I 減算

### (1) 栄養管理に係る減算

#### ●減算要件

介護医療院基準第4条に規定する栄養士又は管理栄養士の員数、若しくは、介護医療院基準第20条の2（介護医療院基準第54条において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たさない事実が生じた場合

（基準省令及び基準省令の解釈通知を参考）

#### ・介護医療院基準第4条

入所定員100人以上の施設にあっては栄養士又は管理栄養士を1以上配置（同一敷地内の病院等の兼務可）。

#### ・介護医療院基準第20条の2

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

具体的には、管理栄養士が入所者の栄養状態に応じて、栄養ケア・マネジメントを計画的に行う。ただし、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設や外部の管理栄養士の協力により行う。

## I 減算

### (1) 栄養管理に係る減算（続き）

栄養管理の手順は以下の通り

イ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること。

栄養ケア計画の作成にあたっては、施設サービス計画との整合性を図ること。

なお、栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。

ロ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること。

ハ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。

ニ 栄養ケア・マネジメントの実務等については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」第4において示しているので、参考とされたい。

## I 減算

### (1) 栄養管理に係る減算（続き）

- 減算対象期間  
その翌々月から基準を満たさない状況が解決されるに至った月まで
- 減算単位  
入所者全員について1日に14単位を減算
- 留意事項  
経過措置で令和6年3月31日までは努力義務。令和6年4月1日から義務となり、減算適用となる。

## II 加算

### (1) 退所時情報提供加算

- 加算要件  
入所期間が1月を超える入所者が退所し、居宅において療養を継続する場合、退所後の主治医に対して、当該入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合に算定。  
  
退所後に居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合、当該社会福祉施設等に対して、当該入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供した時も、同様に算定。
- 加算単位  
入所者1人につき1回限り、500単位を加算

## II 加算

### (1) 退所時情報提供加算（続き）

～ポイント～

◎退所後の主治医に対して入所者を紹介する際の注意点

- ①事前に主治医と調整
- ②別紙様式2の文書に必要な事項を記載
- ③別紙様式2を入所者又は主治医に交付
- ④交付した文書の写しを診療録に添付
- ⑤当該文書に諸検査の結果、日常生活動作能力、心理状態などの心身機能の状態、薬歴、退所後の治療計画等を示す書類を添付

◎次の場合は算定できない。

- ・退所して病院又は診療所へ入院する場合
- ・退所して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合
- ・死亡退所の場合

## II 加算

### (1) 退所時情報提供加算（続き）

【Q&A】

- Q1 入所者が退所後に他の社会福祉施設等に入所した場合の「他の社会福祉施設等」が具体的には何を指すのか。
- A1 病院、診療所、及び介護保険施設を含まず、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホームを指す。
- Q2 入所者が退所後に他の社会福祉施設等に入所した場合の「診療状況を示す文書」の様式について。
- A2 退所後の主治医に対する紹介に係る別紙様式を準用することは差し支えない。

## Ⅱ 加算

### (2) 退所前連携加算

●加算要件

入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に算定する。

●加算単位

入所者1人につき1回限り、500単位を加算

## Ⅱ 加算

### (2) 退所前連携加算（続き）

【Q&A】

Q1 退所前連携加算の算定対象となる居宅介護支援事業所について。

A1 併設や同一法人の居宅介護支援事業所についても算定可能。

Q2 退所前連携加算にいう連携の具体内容について。

A2 施設入所者の在宅復帰の促進のため、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する必要な調整を行った場合に算定するものであるが、在宅生活に向けた総合的な調整を想定しており、単なる電話等の連絡対応は算定の対象とならない。医師、看護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、管理栄養士、介護支援専門員等が協力し、相互に連携して共同で必要な調整を行うものとしている。

### Ⅲ その他

#### (1) 外泊時の報酬算定について

- 入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。

～ポイント～

- ①外泊の期間は初日及び最終日は含まないので、連続して7泊の外泊を行う場合は6日となる。

(例) 外泊期間：3月1日～3月8日(8日間)

3月1日 外泊の開始…所定単位数を算定

3月2日～3月7日(6日間)…1日につき362単位を算定可

3月8日 外泊の終了…所定単位数を算定

- ②外泊期間中にそのまま退所した場合は、退所した日の外泊時の費用は算定できる。  
外泊期間中に併設医療機関に入院した場合は、入院日以降については算定できない。

### Ⅲ その他

#### (1) 外泊時の報酬算定について(続き)

- ③外泊期間中で、かつ、当該費用算定期間中については、その入所者のベッドを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、入所者の同意があれば、短期入所療養介護に活用することは可能。ただし、この場合に外泊時の費用は算定できない。

- ④1回の外泊で月をまたがる場合は、最大で13泊(12日分)まで外泊時の費用の算定が可能。

(例) 外泊期間：1月25日～3月8日

1月25日 外泊の開始…所定単位数を算定

1月26日～1月31日(6日間)…1日につき362単位を算定可

2月1日～2月6日(6日間)…1日につき362単位を算定可

2月7日～3月7日…費用算定不可

3月8日 外泊の終了…所定単位数を算定

- ⑤「外泊」には、入所者の親戚の家に宿泊する場合、家族と旅行に行く場合の宿泊等も含む。

- ⑥外泊期間中は、居宅介護サービス費は算定されない。